

## 第 2 部 核軍縮と核不拡散

### 第 1 章 核兵器不拡散条約 (NPT)

#### 第 1 節 核兵器不拡散条約 (NPT) の概要

核兵器不拡散条約 (NPT: Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weapons) は、米国、ロシア、英国、フランス、中国の 5 か国を「核兵器国」と定め、それ以外の国 (「非核兵器国」) への核兵器の拡散を防止するとともに、核兵器国に核軍縮交渉を義務づけることを目的とする条約である。1968 年 7 月に署名のために開放され、70 年 3 月に発効した。2002 年 3 月現在の締約国数は 187 か国にのぼっており、同時期の国連加盟国数 (189 か国) を見れば、いかに NPT が普遍性を有した条約であるかが分かる。未締結国は、インド、パキスタン、イスラエル、キューバである。

NPT は前文、本文 11 箇条及び末文から構成される。この条約は、1967 年 1 月 1 日より前に核兵器その他の核爆発装置を製造し、爆発させた国を「核兵器国」と定め (第 9 条 3)、それ以外の国を「非核兵器国」としたうえで、大まかに区分すれば、以下の 4 つの項目について規定している。

##### (1) 核不拡散の義務

NPT は、核兵器国による核兵器の移譲等の禁止 (第 1 条)、非核兵器国による核兵器の受領や製造の禁止 (第 2 条) 等を定めており、同時に、締約国である非核兵器国が国際原子力機関 (IAEA) の保障措置を受諾する義務を負うことを規定している (第 3 条)。保障措置とは、核物質或いは設備等が平和利用を目的とした活動から軍事目的に転用されないことを確保するための措置であり、IAEA は、原子力施設において、どのような核物質がどれだけあり、どれだけ搬入・搬出されたか、どれだけ損失量があったか、そして現在どのような核物質がどれだけ残っているか、を正確に管理することによって、転用の有無を判断する。NPT 締約国である非核兵器国は、平和的な原子力活動に

関するすべての核物質を対象とした保障措置協定（フルスコープ保障措置協定）を IAEA との間で結び、それに従って IAEA による保障措置を受諾する義務を負う。

## (2) 原子力の平和利用の権利

NPT は、IAEA 保障措置の受入れという義務を課すことを通じて、非核兵器国による核物質・施設の軍事転用を防止することを目指している。その一方で、平和的目的のための原子力の研究、生産、利用を進展させることについては、「すべての締約国の奪い得ない権利」として定めている（第 4 条 1）。すなわち、すべての締約国に、原子力の平和利用のため設備、資材、科学的・技術的情報の交換を行う権利を認めている（第 4 条 2）。

## (3) 核兵器国の核軍縮交渉義務

NPT は、非核兵器国における原子力の軍事転用を防ぎつつ、第 6 条では、締約国が核軍縮交渉を誠実に行う義務を定めている。

## (4) 手続事項

NPT は、その運用状況を検討する会議を 5 年毎に開催し（第 8 条 3）、条約の効力発生の 25 年後には、条約が無期限に効力を有するか又は、ある一定期間延長されるかを決定するために会議を開催することを定めている（第 10 条 2）。95 年の運用検討・延長会議では、NPT が無期限延長されることとなったが、これは、この条項に基づき決定されたものである。

## **第 2 節 国際的な核不拡散体制の進展**

### 1. これまでの進展

1970 年の発効後 30 年以上が経過した NPT は、過去 10 年間にその普遍性を大きく高めた。91 年、南アフリカが保有していた核兵器を放棄して非核兵器国として条約に加入し、92 年には、フランスと中国が核兵器国として、94 年までには、旧ソ連邦から分離独立したカザフスタン、ベラルーシ、ウクライナが、核兵器をロシアに移管して非核兵器国として条約に加入した。また、ブラジルとアルゼンチンも、長年のライバル関

# NPT 締約国と保障措置協定締結国

NPT 締約国 (187カ国) (2002年3月現在)

包括的保障措置協定締結国・地域 (134カ国) (2002年3月現在)				中東・南アジア地域	東南アジア地域	オセアニア地域	★: IAEA加盟国 (2002年2月現在132カ国) △: 核兵器国 ~: 1770年条約締結国 (2000年12月現在32カ国) ■: 追加議定書締結国 (2002年3月現在24カ国)  IAEA理事会選出理事国 □: 2001選出  IAEA総会選出理事国 □: 2001選出 □: 2000選出
中東・南アジア地域	東南アジア地域	オセアニア地域	北・南アメリカ地域	中東・南アジア地域	東南アジア地域	オセアニア地域	
★アフガニスタン	★インドネシア	★オーストラリア	★アルゼンチン	★アラブ首長国連邦	★カンボジア	バヌアツ	★: IAEA加盟国 (2002年2月現在132カ国) △: 核兵器国 ~: 1770年条約締結国 (2000年12月現在32カ国) ■: 追加議定書締結国 (2002年3月現在24カ国)  IAEA理事会選出理事国 □: 2001選出  IAEA総会選出理事国 □: 2001選出 □: 2000選出
★イラク	★カンボジア	キリバス	★ウルグアイ	★イエメン	★カンボジア	パラオ	
★イラン	★シンガポール	サモア	★エルサルバドル	オマーン	★カンボジア	★マーシャル諸島	
★シリア	★タイ	ソロモン	★ガイアナ	★カタール	★カンボジア	ミクロネシア	
★スリランカ	ブルネイ	ツバル	★カナダ	★クウェート	★カンボジア	西ヨーロッパ地域	
★ネパール	★マレーシア	トンガ	★グアテマラ	★サウジアラビア	★カンボジア	アンドラ	
★バングラデシュ	★ミャンマー	ナウル	★グレナダ	バーレーン	★カンボジア	北・南アメリカ地域	
★ブータン	ラオス	★ニュージーランド	★コスタリカ	東ヨーロッパ地域	★カンボジア	★ハイチ	
★モルジブ	★韓国	パプアニューギニア	★クロンビア	★キルギス	★カンボジア		
★ヨルダン	★北朝鮮	フィジー	★ジャマイカ	★グルジア	★カンボジア		
★レバノン	★日本	西ヨーロッパ地域	★スリナム	★タジキスタン	★カンボジア		
★アフリカ地域	★フィリピン	★アイスランド	★セントクリストファー・ネイビス	★トルクメニスタン	★カンボジア		
★アルジェリア	★ベトナム	★アイルランド	★セントピエール・ミクロネシア	★モルドバ	★カンボジア		
★エジプト	★モンゴル	★イタリア	★セントルシア		★カンボジア		
★エチオピア	東ヨーロッパ地域	★オーストリア	★チリ		★カンボジア		
★ガナ	★アゼルバイジャン	★オランダ	★ドミニカ		★カンボジア		
★ガンビア	★アルメニア	★ギリシャ	★ドミニカ共和国		★カンボジア		
★コートジボワール	★ウクライナ	★キプロス	★トリニダード・トバゴ		★カンボジア		
★コンゴ民主共和国	★ウズベキスタン	サンマリノ	★ニカラガ		★カンボジア		
★ザンビア	★エストニア	★スイス	★バハマ		★カンボジア		
★ジンバブエ	★エストニア	★スウェーデン	★パラグアイ		★カンボジア		
★スーダン	★カザフスタン	★スペイン	★バルバドス		★カンボジア		
★スワジランド	★クロアチア	★デンマーク	★ブラジル		★カンボジア		
★セネガル	★スロバキア	★ドイツ	★ベネズエラ		★カンボジア		
★チュニジア	★スロベニア	★トルコ	★ペルー		★カンボジア		
★ナイジェリア	★チェコ	★ポルウェー	★パチカ		★カンボジア		
★ナミビア	★ハンガリー	★フィンランド	★ボリビア		★カンボジア		
★マダガスカル	★ブルガリア	★ベルギー	★ホンジュラス		★カンボジア		
★マラウイ	★ベラルーシ	★ポルトガル	★メキシコ		★カンボジア		
★南アフリカ	★ポーランド	★マルタ			★カンボジア		
★モーリシャス	★ボスニア・ヘルツェゴビナ	★モナコ			★カンボジア		
★モロッコ	★マケドニア	★リヒテンシュタイン			★カンボジア		
★リビア	★ユーゴスラビア	★ルクセンブルグ			★カンボジア		
★レソト	★ラトビア				★カンボジア		
	★リトアニア				★カンボジア		
	★ルーマニア				★カンボジア		

## その他の保障措置協定締結国

<b>極東地域</b> ★中国△	<b>中東・南アジア地域</b> ★イスラエル ★インド ★パキスタン
<b>東ヨーロッパ地域</b> ★アルバニア ★ロシア△	<b>北・南アメリカ地域</b> ★キューバ
<b>西ヨーロッパ地域</b> ★イギリス△ ★フランス△	
<b>北・南アメリカ地域</b> ★パナマ ★米国△	

係を乗り越えて核開発計画を放棄し、非核兵器国として条約に加入した（アルゼンチンは95年、ブラジルは98年）。現在は、187か国がこの条約の締約国となるに至っている。

NPTは、最も成功した軍縮・不拡散条約の1つであり、その発効以来、国際的な核不拡散体制の中心的な柱として、国際の平和と安全の維持に大きく貢献してきた。その一方で、90年代には、NPTをその基礎とする国際的な核不拡散体制に対して重大な挑戦が生じた。これらの挑戦は、NPT締約国が条約上の義務を履行していない（不遵守）というNPT体制内における挑戦と、NPT体制外からの挑戦に分けられる。前者は、91年の湾岸戦争を機にNPT締約国であるイラクが核兵器開発計画を有していた事実が発覚し、また93年に北朝鮮が核兵器を開発しているのではないかとの疑惑が一気に高まったことが代表例である。後者については、98年5月、NPT未加入国であるインドとパキスタンが相次いで核実験を実施したことが記憶に新しい。

NPTの不遵守に関する問題は、対応を誤れば条約の信頼性を損ない、NPT体制を内側から瓦解させる可能性をもつのみならず、国際の平和と安定に直接、深刻な打撃を与えうる重大な問題である。イラク及び北朝鮮の核疑惑については、その後国際社会は、国連安全保障理事会等が深く関与しつつ、両国の個別事情に合わせた異なった対応策を実施してきている。

また、前述のようにIAEAの保障措置も強化された。イラクの核兵器開発計画の発覚を契機に、97年5月のIAEA理事会で、IAEAに対して、核物質を取り扱う個々の施設のみならず、あらかじめ合意した区域（サイト）に対しても査察を実施できるなどの新たな権限を与えるモデル追加議定書が採択された。2002年3月現在、61か国がこの追加議定書に署名しており、そのうち日本をはじめとして、カナダ、オーストラリア等の24か国について発効している（わが国については99年12月発効）。この数はいまだ不十分であり、今後は、追加議定書の締約国を増加させ、追加議定書の普遍化を図ることを通じて保障措置そのものを強化していくことが必要である。同時に、強化された保障措置がIAEAに過度な財

政的負担をかけない効率的なものになるようにするという課題もある。

インド及びパキスタンによる核実験は、NPT を礎とした国際的な核不拡散体制の根幹を揺るがし、真っ向から挑戦する動きであり、国際社会として到底容認できるものではない。NPT 体制を守るためには、さらにこの両国に続く国が出ることを阻止しなければならない。同時にこの両国が核兵器の製造能力を保有しているという現実は続いており、保有の事実を宣言していないイスラエルを含めた、これらの事実上の核兵器国にいかに対処するかは、国際社会にとり大変難しい問題を提起している。

このように、NPT の枠組みは極めて深刻な挑戦を受けてきたが、この厳しい状況の中で、国際社会は今後どのように NPT を基礎とする核不拡散・核軍縮体制を堅持・強化し、なお一層の普遍化を図っていくことができるか、極めて緊急の課題に直面している。

## 2. 1995 年 NPT 運用検討・延長会議と NPT の無期限延長決定

NPT は、条約の運用状況を検討する会議を 5 年毎に開催し、条約の効力発生の 25 年後には、条約が無期限に効力を有するか、またはある一定期間延長されるかを決定するために会議を開催することを定めている（第 8 条 3 及び第 10 条 2）。この規定を受け、NPT 発効から 25 年が経過した 95 年の 4 月から 5 月にかけて、NPT 運用検討・延長会議がニュー・ヨークで開催された。会議の結果、NPT の無期限延長が無投票のコンセンサスで決定され、同時に「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」及び「運用検討プロセスの強化」が決定されるとともに、「中東に関する決議」が採択された。

これらの成果の背後には、その有効期間が無期限に延長されることによって核兵器国と非核兵器国とを区別する NPT の性格が固定化されてしまうおそれがあり、NPT の無期限延長を認める代わりに、核兵器国の核軍縮目標を極力具体化すべしとの非核兵器国の強い決意があった。会議で採択された「原則と目標」には、核兵器国が究極的核廃絶を目標として核軍縮努力を行うこと、包括的核実験禁止条約（CTBT）の条約交渉を 96 年中に妥結すること、CTBT 発効まで核実験を最大限に抑制する

こと、カットオフ条約交渉の即時開始と早期妥結など、主に核兵器国が行うべき将来の核軍縮措置が列挙されている。

### 3. 2000年 NPT 運用検討会議

2000年4月から5月にかけて、95年の無期限延長決定後ではじめてのNPT運用検討会議が、ニュー・ヨークで開催された。核軍縮の動きが停滞し、98年のインド、パキスタンによる核実験等によって核不拡散も逆行したという厳しい国際情勢の中で開催されたこの会議は、4週間にわたる議論の中、何度かの決裂の危機を乗り越え、核軍縮・不拡散分野における将来に向けた「現実的措置」を含む最終文書をコンセンサスにより採択することに成功した。

この会議で合意された核軍縮に関する主な「实际的措置」は以下の通りであるが、その中には、すぐに実施すべきものから、時間をかけて十分に検討を加えていくべきものまで、いろいろな措置が含まれている。特記すべきは、スウェーデン、アイルランド、ニュージーランド、南アフリカ、エジプト、メキシコ、ブラジルという非核兵器国から構成される「新アジェンダ連合」(NAC: New Agenda Coalition、現在は New Agenda Initiative に変更)の動きである。NACは、非同盟諸国が時限付きの核廃絶を目指していたのに対し、98年6月に8か国共同宣言を発表し、全面的な核廃絶を求めつつも、実行できる「实际的措置」はすぐに実施すべきであるとの立場を表明した(この時点のNACには、上述の7か国に加えてスロベニアも参加し、8か国で構成されていた)。このNACが、核兵器国は全面的核廃絶に対して「明確な約束(unequivocal undertaking)」を行うべきであると主張したことが会議の成果に反映され、目標としての核廃絶がより具体的・現実的なものとなった。

#### CTBTの早期発効と発効

##### CTBT発行までの核実験の停止(モラトリアム)

軍縮会議に対して、カットオフ条約の条約交渉を即時に開始し、5年以内に交渉を妥結するという内容を含む作業計画に合意するよう奨励

軍縮会議において核軍縮を扱う適切な補助機関の即時設置を奨励

核兵器の全面的廃絶に対する核兵器国の明確な約束

核兵器及びその他の軍備管理・削減措置への「不可逆性の原則」の適用

国際的な安定を推進し、すべての国の安全が損なわれないことを原則として核兵器国が核軍縮に向けて取る措置（核兵器国による一方的な核兵器削減のための一層の努力、「透明性」の強化、非戦略核兵器の一層の削減、すべての核兵器国による核廃絶に向けたプロセスへの関与等）

余剰核分裂性物質の IAEA 等による国際管理と同物質の処分

軍縮の究極的目標が実効的な国際管理の下での全面完全軍縮であることの再確認

NPT 第 6 条及び「原則と目標」（核軍縮努力）の実施についての定期的な情報提供

核軍縮のための検証能力の向上

これらの「实际的措置」について、核兵器国を含むすべての国がコンセンサスで合意したことは、危機に立つ核不拡散体制を何とか支えようとする国際社会の政治的意思を具現するものであり、高く評価される。わが国は、この会議の成功に貢献すべく、事前準備の早い段階から精力的な調整努力を行った。さらに、会議に際しては、核軍縮・核不拡散のための将来に向けた措置に関する現実的な「8 項目提案」を行い、各国の合意形成のための基盤を提供した。

今後、国際社会は、これらの「实际的措置」の実施に向けてどのような具体的な知恵を出していくかが問われており、そのための真摯な議論と実行が要請される。わが国としても、これらの措置の実現に向けて、以前にも増す外交努力が必要とされている。

わが国  
8 項目提案

- ( 1 ) CTBT 早期発効及び発効までの核実験モラトリアム。
- ( 2 ) カットオフ条約 ( FMCT ) 交渉の即時開始。望ましくは 2003 年まで、遅くとも 2005 年までの交渉終了。FMCT 発効までの兵器用核分裂性物質生産モラトリアム。
- ( 3 ) START II の早期発効及びその完全な実施。START III 交渉の早期開始及び終了。START III を越えたプロセスの継続。
- ( 4 ) 核兵器国による一方的核削減のための更なる努力。適当な時点における核兵器国による核軍縮交渉の開始。
- ( 5 ) 核軍縮・核不拡散についての可能な措置に関するジュネーブ軍縮会議における多数国間の議論。
- ( 6 ) 中央アジア非核地帯条約交渉の早期終了。
- ( 7 ) IAEA 追加議定書の普遍化。保障措置の効果の強化及び効率性の改善のための統合保障措置の早期創設。
- ( 8 ) 余剰兵器用核分裂性物質処分。核軍縮の不可逆性を確保することを目的として、適切な国際的保障措置の下に、余剰兵器用及び民生用核分裂性物質を置くこと。

### 第 3 節 2005 年運用検討会議プロセス

条約の規定に従い、次回の運用検討会議は 2005 年に開催されることになっており、そのための準備のプロセスが、2002 年から開始される。95 年に採択された「運用検討プロセスの強化」及び 2000 年運用検討会議の最終文書では、運用検討会議の開催年の 3 年前から毎年 1 回ずつ、合計 3 回の準備委員会を開催することを明示している（場合によっては、運用検討会議の開催年に第 4 回準備委員会を開くことが許され、その場合には計 4 回）。これに従って、第 1 回準備委員会が、2002 年 4 月、ニュー・ヨークで開催された。

わが国としても、この準備委員会を皮切りとする新たな運用検討プロセスに向けて、積極的に貢献を行っていくこととしている。わが国は、その第一弾として、第 1 回準備委員会に向けて NPT を巡る論点を整理し、議論の材料を提供する目的で、2002 年 2 月、各国より民間有識者や政府

関係者等を東京に招いて、「21 世紀における NPT の展望 - 2005 年 NPT 運用検討会議に向けて - 」と題するワークショップを開催した。



NPT 準備委ワークショップで開会の挨拶をする水野外務大臣政務官  
(2002 年 2 月、於：東京)